

被害救済あまりに不十分

參院消費者特委

三

阿部弁護士の陳述

全国靈感商法対策弁護士連絡会の恒部会
員弁護士が参院消費者問題特別委員会で行
った統一協会被書者救済法案に対する陳述
(要旨) は下記の通りです。

されていましたが、要件
が厳しくほとんどの教
済になりません。当該
法人への寄付の返金を
求められると明らかに
していただき。
禁止行為を取り消し
んでもうだらう。配達業

被書類は、どうも意味があまりにも不十分な点が多くある理由は、特行政府と党が被書者の生の声を聞いたた

権などの対象となる行為の範囲が狭すぎ、統一協会の被書について、被書教派にまじんで役に立ちません。寄付の勧誘に関して、禁止行為について、「寄付の勧説に際し困惑」「必要不可欠」などの文言で、業務は「十分に」との文言が入りましたが、実効性の観点からは不十分であり、端的に「禁止行為」にすべきです。

「宗教2世」問題に關し、衆議院の付帯決議で、「子どもが抱え

時間が・量が圧倒的に少なかったことが大きいと思います。多くの被書者の方が勇気を出して声を上げており、被書者の声を継続的に聞く場を設け、一人でも多くの被書者の生の声を聞いていたために、



原創文章